



鳥取県公報

令和2年5月8日(金)
第9198号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等 (267) (情報政策課) 2 土地改良区の定款の変更の認可 (8件) (268~275) (農地・水保全課) 2 国土調査の成果の認証 (276) (〃) 3 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (277) (治山砂防課) 3 土地改良区の役員の就退任 (278) (中部総合事務所農林局) 4
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) 4
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (5件) (情報政策課) 6 随意契約の相手方の決定 (県土総務課) 8

告 示

鳥取県告示第267号

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第73号）第3条の規定に基づき、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等を次のとおり定めたので、告示する。

令和2年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

条例等	条項	申請等及び処分通知等の内容	開始日
鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）	第6条の3 第1項及び 第6条の3 の2第1項	徴収猶予の申請	令和2年5月8日
	第6条の5 第1項	換価猶予の申請	〃

鳥取県告示第268号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大井手土地改良区の定款の変更を令和2年4月21日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第269号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、淀江白浜土地改良区の定款の変更を令和2年4月21日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第270号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、南部町土地改良区の定款の変更を令和2年4月21日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第271号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、西部土地改良区の定款の変更を令和2年4月23日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第272号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、米子市四ヶ村堰土地改良区の定款の変更を令和2年4月23日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第273号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、福部土地改良区の定款の変更を令和2年4月27日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第274号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、四王寺土地改良区の定款の変更を令和2年4月27日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第275号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大倉土地改良区の定款の変更を令和2年4月27日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第276号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
米子市	平成29年度及び平成30年度	米子市(和田町の一部)の地籍図及び地籍簿	米子市和田町の一部	令和2年5月8日
西伯郡大山町	平成30年度及び令和元年度	大山町(殿河内、下市及び松河原の各一部)の地籍図及び地籍簿	大山町殿河内、下市及び松河原の各一部	〃

鳥取県告示第277号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

今市A地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ直線に囲まれた区域（平成27年鳥取県告示第103号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）で指定した区域を除く。）

土 地	標 柱
鳥取市鹿野町寺内字八景102	1号
鳥取市鹿野町今市字人売谷1155	2号及び3号
鳥取市鹿野町寺内字薄乳母北平333	4号
鳥取市鹿野町今市字人売谷1086	5号
鳥取市鹿野町今市字人売谷1083-1	6号
鳥取市鹿野町今市字人売谷口1079	7号

鳥取県告示第278号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり四王寺土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年5月8日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

退任した役員の氏名及び住所

理 事	坂 根 國 之	倉吉市大谷714-1
〃	山 崎 裕 之	倉吉市上神866
〃	山 根 久 尚	倉吉市北面146
〃	小 原 一 幸	倉吉市寺谷450
〃	河 野 俊 隆	倉吉市大谷茶屋883-234
〃	遠 藤 賢 二	倉吉市不入岡375
〃	藤 井 正 嗣	倉吉市大谷58
監 事	小 坂 一 夫	倉吉市上神880-1
〃	谷 口 瑞 樹	倉吉市大谷988-4
〃	塚 根 勝	倉吉市寺谷442-1

令和2年4月21日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	塚 根 和 宏	倉吉市寺谷443-1
〃	藤 井 正 嗣	倉吉市大谷58
〃	藪 中 昌 昭	倉吉市不入岡632-2
〃	河 野 俊 隆	倉吉市大谷茶屋883-234
〃	山 崎 裕 之	倉吉市上神866
〃	塚 根 正 幸	倉吉市寺谷443-2
〃	山 根 久 尚	倉吉市北面146
監 事	山 本 礼 司	倉吉市大谷534
〃	岩 井 清 宗	倉吉市上神253
〃	広 田 和 幸	倉吉市昭和町二丁目57

令和2年4月22日就任 任期4年

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和2年5月8日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和2年6月7日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
令和2年6月8日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	5人
令和2年6月22日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和2年6月2日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
令和2年6月9日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和2年6月16日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和2年6月23日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和2年6月30日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和2年6月30日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレイ射撃場	〃	〃	3人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃
- 4 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
(1) 講習受講手数料 12,700円
(2) 納付方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
(1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
(2) 猟銃・空気銃所持許可証
(3) 技能講習通知書
- 7 その他
詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 令和2年度鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド運用保守業務 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和2年3月27日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド業務実施共同企業体
岡山県岡山市北区大内田675 |
| 5 契約金額 | 73,177,280円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取情報ハイウェイ管理運営業務 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和2年3月25日 |

- | | |
|--------------------|--|
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契 約 金 額 | 77,023,100円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県クラウドサーバーサービス調達業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和2年3月27日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契 約 金 額 | 106,174,404円（項目ごとの税込契約単価に過去の実績から推定される今年度の数量を乗じて得た額の合計額であって、消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 庁内LANシステムの管理運営及び保守業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和2年3月27日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契 約 金 額 | 199,073,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称 | 鳥取県総務部情報政策課 |

及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 令和2年度鳥取県教育系ネットワーク管理運営業務 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和2年3月30日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契約金額 | 48,756,730円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 令和2年度鳥取県工事電子調達システム脱 J a v a 改修業務委託 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和2年3月31日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社日立システムズ中国支社
広島県広島市中区上幟町3-33 |
| 5 契約金額 | 31,060,700円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県県土整備部県土総務課
鳥取市東町一丁目220 |